



水道料金を改定します

これまでも本紙及び町広報紙等でお知らせしたとおり、今後も皆様に安全・安心な水道水を安定してお届けするために、令和7年度から次の内容により水道料金を改定させていただきます。皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

- ・令和7年3月31日以前よりご利用の方
 - (奇数月検針)→令和7年7月検針分から
 - (偶数月検針)→令和7年6月検針分から
- ・令和7年4月1日以降開栓される方
 - 開栓後の検針分から

新水道料金表（2ヵ月使用、料金は消費税抜額、（）内は旧料金） 水量：1㎡=1,000ℓ

口径	基本料金	水量料金		臨時用
13mm	2,560円 (2,330円) ※今回の改定で 2ヵ月20㎡まで 付与していた <u>基本水量</u> を 廃止します。	1～10㎡	5円 (0円※)	245円 (210円)
		11～20㎡	10円 (0円※)	
		21～30㎡	185円 (155円)	
		31～50㎡	195円 (155円)	
		51～100㎡	210円 (170円)	
		101～500㎡	230円 (190円)	
		501㎡以上	245円 (210円)	
20mm	8,200円 (7,450円)	1～10㎡ 11～100㎡ 101～500㎡ 501㎡以上	210円 (170円)	
25mm	14,670円 (13,340円)		220円 (170円)	
30mm	23,220円 (21,110円)		230円 (190円)	
40mm	44,400円 (40,360円)		245円 (210円)	
50mm	85,380円 (77,620円)			
75mm	164,210円 (149,280円)			
100mm				
150mm				
200mm				

※基本料金と水量料金の合計に対し消費税(10%)がかかります(1円未満切捨)。

※寄居町公式ホームページで、すべての口径 100 ㎡までの早見表と料金シミュレーション (試算)をご確認いただけます。右側 QR コードからもアクセスできます。

寄居町公式ホームページ



令和 7 年度水道事業会計予算が可決されました

令和 7 年3月19日(水)に開催された寄居町議会(令和 7 年第 1 回定例会)において、令和 7 年度水道事業会計予算が原案通り可決されましたので、予算の内容について皆様にご紹介します。

1 業務の予定量

業務の予定量とは・・・水道事業の運営にあたり企業活動を行う基本的目標です。

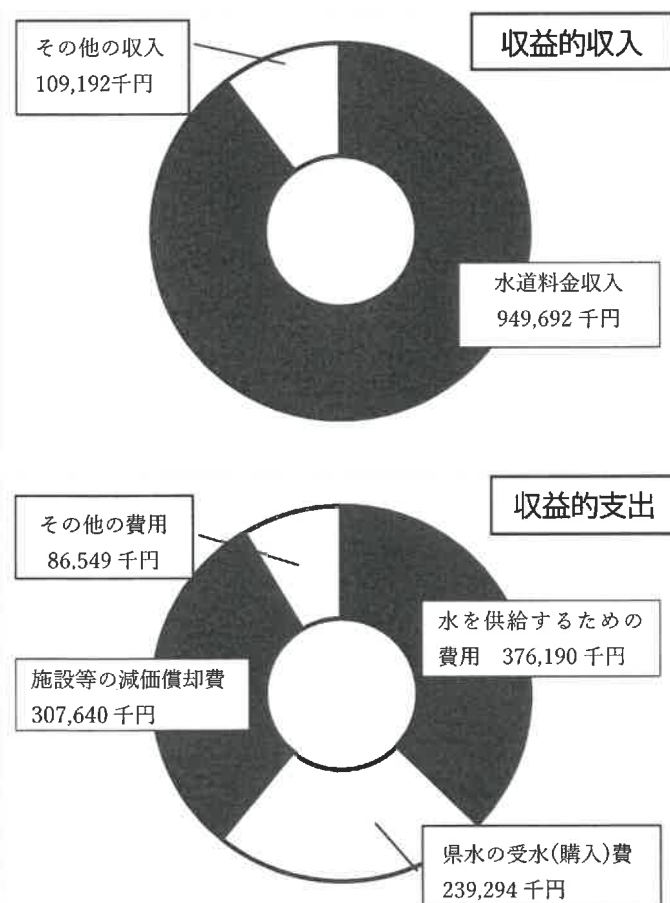
番号	項目	説明	予定量
1	給水戸数	水道を使用している戸数	15,602 戸
2	給水人口	水道を使用している人の数	31,010 人
3	年間給水量	皆様に配った水の年間総量	4,470,886 m ³
4	一日平均給水量	年間給水量÷365日	12,249 m ³
5	主要な建設改良事業費(税込)	水道施設整備・老朽管更新工事等の費用	1,254,394 千円

2 主な収入支出の内訳

水道事業会計予算は、主に水道料金等の収入と、主に水を作ったり配ったりするための支出である「収益的収入支出」と、浄水場等の施設や水道管等を整備・改良するための収入支出である「資本的収入支出」の二つに分かれています。令和7年度水道事業会計予算の収益的収入支出及び資本的収入支出は、次のとおりです。

(1) 収益的収入支出(消費税込)

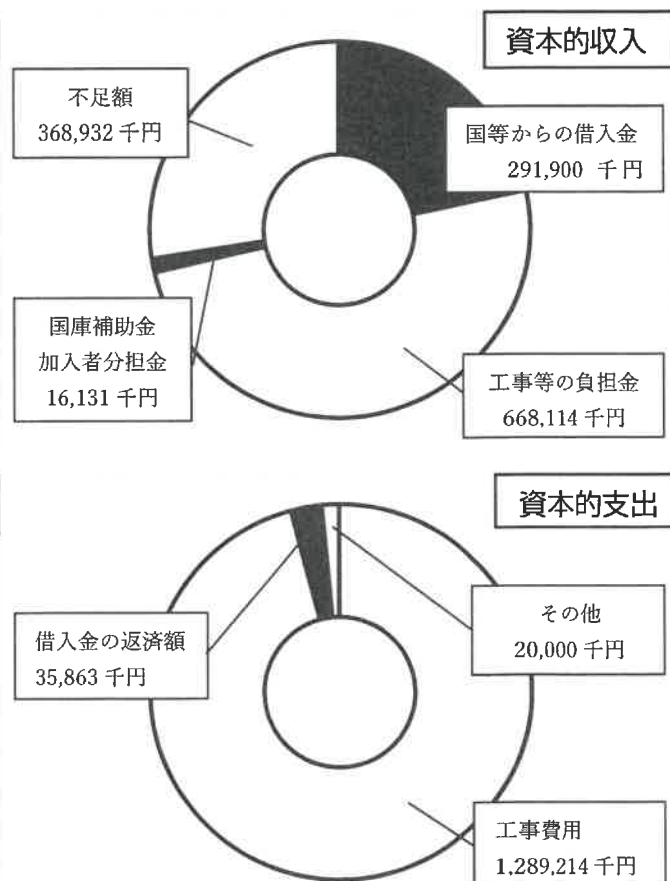
収益的収入	1,058,884千円
収益的支出	1,009,673千円
収支差額	49,211千円



(2) 資本的収入支出(消費税込)

資本的収入	976,145千円
資本的支出	1,345,077千円
不足額※	368,932千円

※ 不足額は会計内に留保している資金により補填します。



象ヶ鼻浄水場管理棟建築工事をを行います



象ヶ鼻浄水場は、昭和 33 年に上水道事業の認可を受けた後、建設と水道管の整備を行い、昭和 36 年から市街地を中心に給水するため、稼働を開始しました。今回の工事は、老朽化した管理棟を建て替えるためのもので、令和 7 年度の予算で行う予定です。

新しい管理棟は象ヶ鼻浄水場の北側にある水道用地に建築を予定しています。管理棟には、事務室、中央監視装置室、受変電室、発電機室などを配置します。また、災害時等に拠点として活用することを想定した多目的ホールも配置する予定です。

中央監視装置更新工事の設計を行います



象ヶ鼻浄水場には、中央監視装置を設置しており、常時人員を配置して町内にある浄水場や配水場などの水道施設の運転監視を昼夜問わず行っています。

現在の中央監視装置は、設置からかなりの年月が経過しており、装置や部品など、生産終了しているものも多くあるため、故障した際の対応が難しくなっています。また、浄水場や配水場などの水道施設を新設するたびに、増設してきたものであることから、それぞれが独立しており、連携できない状況になっています。



中央監視装置は安定給水を続けるうえで欠かすことのできない重要な設備であることから、令和 7 年度の予算で更新工事の設計業務を委託するものです。

新しい中央監視装置は、現在監視している水道施設のほかにも監視が必要な施設を追加のうえ集約して、大型モニターにより多重的に監視できるものを想定しています。

災害時の対応・皆様へのお願い

日本では安全な水を供給するための施設や機械が整っているため、蛇口をひねると水が使用できる状態にあります。しかしながら大規模な災害時には、いつも通りに水を使用する生活が難しくなり、広範囲にわたる配水管の破損、飲料水の汚染、浄水場や配水場の停電による断水等が予想されます。そのため、町では平常時から水道設備を整備し、災害時の応急給水体制の確保に努めています。災害時に限られた水を有効的に使用するため、皆様のご協力をよろしくお願いします。

【安全な飲料水の確保】

- ・貯水槽等の水を、ろ過及び消毒の後に給水する。
- ・非常用の水源として井戸等の比較的汚染が少ない水源の水質検査、飲用の適否を調べる体制を整備する。
- ・非常用浄水装置、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進、更新及びメンテナンスを行う。

【給水所】 下記の場所においてペットボトル飲料水や給水袋を配布します。

- ・指定避難所 ・指定緊急避難場所 ・病院 ・社会福祉施設 ・要配慮者宅 ・その他給水要請の場所

【皆様へのお願い】

- ・日頃から災害に備えた飲料水の備蓄
- ・生活用水として浴槽やバケツ等への貯水



PFOS 及び PFOA 測定結果

PFOS 及び PFOA^{※1}とは、有機フッ素化合物の一種です。2000 年代始め頃まで、さまざまな工業で有機フッ素化合物が利用されました。2009 年以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進み、現在では、日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されています。日本国内でも新たに作られることは原則ありませんが、分解されにくい性質があるため、今も環境中に残っています。町では、令和 3 年度から水の供給に関わるすべての浄水場を対象に PFOS 及び PFOA の測定検査を行っています。検査の結果、すべての浄水場において不検出^{※2}でした。また水質に関する定期検査を毎月行っているほか、必要に応じて臨時検査を行っています。引き続き皆様に安全・安心な水道水をお届けします。

浄水場名	検査結果(川から取水後)	検査結果(水道水になった後)
象ヶ鼻浄水場	不検出	不検出
折原浄水場	不検出	不検出
金尾浄水場	不検出	不検出
風布浄水場	不検出	不検出
行田浄水場 (寄居町で使用している県営水道)	不検出	不検出

※1 PFOS・PFOA については、環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/water/pfas.html> をご覧ください。

※2 不検出とは、厚生労働省が定める暫定測定値以下かつ正確に測定できる最小濃度未満のことです。

編集・発行 寄居町上下水道課

〒369-1292

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

○電話 048-581-1261

○FAX 048-581-7531

○メール zg121g@town.yorii.saitama.jp

・定期発行：年2回（春夏号・秋冬号）

・臨時発行：随時